

(案)

造林事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請 負 予 定 数 量 (m ³)	請負 予定 単価	請負予定金額	事 業 場 所	生 産 完 了 検 査 場 所
森林環境保全 整備事業 (荒雄岳国有林)	保育間伐 活用型	53.84ha	5,488m ³			別紙1 のとおり	指定土場
	小計	53.84ha	5,488m ³				
	検知		5,488m ³				
計		53.84ha	5,488m ³		請負金額 金 円也 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 金 円也		

2 事業期間

自 令和8年 月 日
至 令和8年12月11日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品	第15条
	部分払	月 回以内 第38条
	前金払	分の 以内 第35条第1項
	中間前金払	第35条第4項
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- (1) 事業実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守すること。
- (2) 伐採、搬出にあたっては、河川の汚濁防止に努めるとともに、林地保全には万全を期すること。
- (3) 丸太表皮の剥皮防止に努めること。
- (4) 一般材と低質材を仕分けし、素材の混同をしないこと。
- (5) 降雨等による地盤の状況等を適切に把握し、林道・集材路等の悪化及びを防止すること。
- (6) 虫害時期においては、切捨て作業を優先的に実施すること。
- (7) 国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、生産調整に可能な範囲で協力すること。
- (8) 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
- (9) アフリカ豚熱「ASF」に関わる特約事項は別紙2のとおり。
- (10) 森林施業上の都合により、一部小班では令和8年8月からの作業着手とする
- (11) 本事業は、国有林材(製品)の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。
安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に基づき、封印の実施を委任する。
また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。
※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機当により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	宮城県大崎市古川東町5-32
		分任支出負担行為担当官
	氏名	宮城北部森林管理署長 泉 光博

請負者	住所	
	氏名	

請負事業内訳書

事業名 森林環境保全整備事業(荒雄岳国有林)

林小班(伐区)	材種	作業工程	予定数量 m3	備考
112は4	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	425	
113と3	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	264	
113と4	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	605	
113と5	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	489	
113と6	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	525	
113と7	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	323	
113と8	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	404	
113と9	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	425	
113と10	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	265	
113と11	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	488	
113と12	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	496	
113と13	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	473	
113㊦1	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	275	
113㊦2	一般材・低質材	伐木造材・集材 運材・巻立	31	
計			5,488	
		素材計測 計測検知 検尺	2,195	(1)の業務
			551	(2)の業務
			2,742	(5)の業務
計			5,488	

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やイノシシに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生イノシシの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生イノシシの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

検知業務請負作業内訳書

事業名：森林環境保全整備事業（荒雄岳国有林）

単位：m³

材種	作業工程	予定数量	備考
素材	(1)の業務	2,195	
	(2)の業務	551	
	(3)の業務	—	
	(4)の業務	—	
	(5)の業務	2,742	
	合計	5,488	

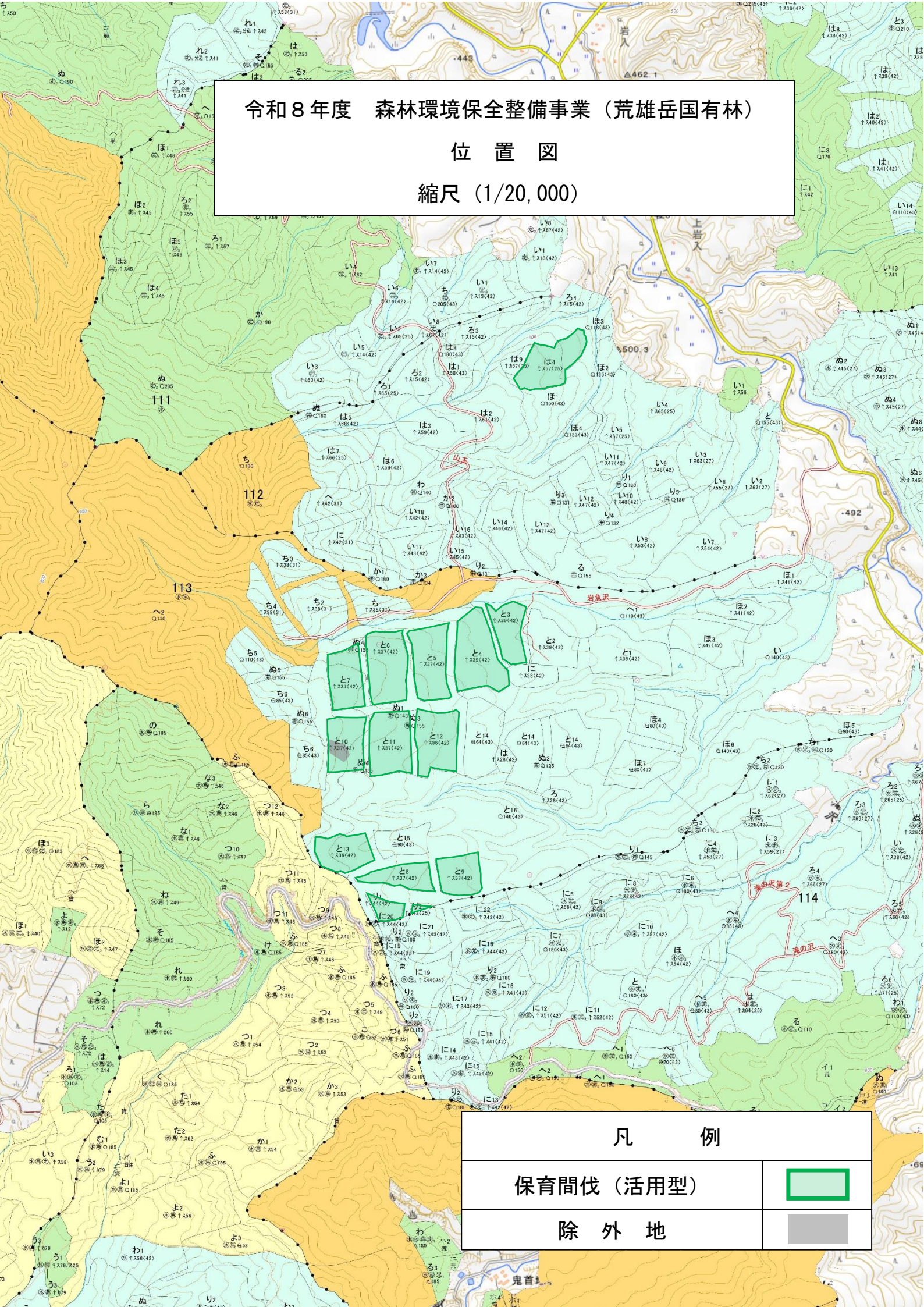
検知業務請負（作業内容）

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (4)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の業務 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

令和8年度 森林環境保全整備事業（荒雄岳国有林）

位置図

縮尺 (1/20,000)



凡 例

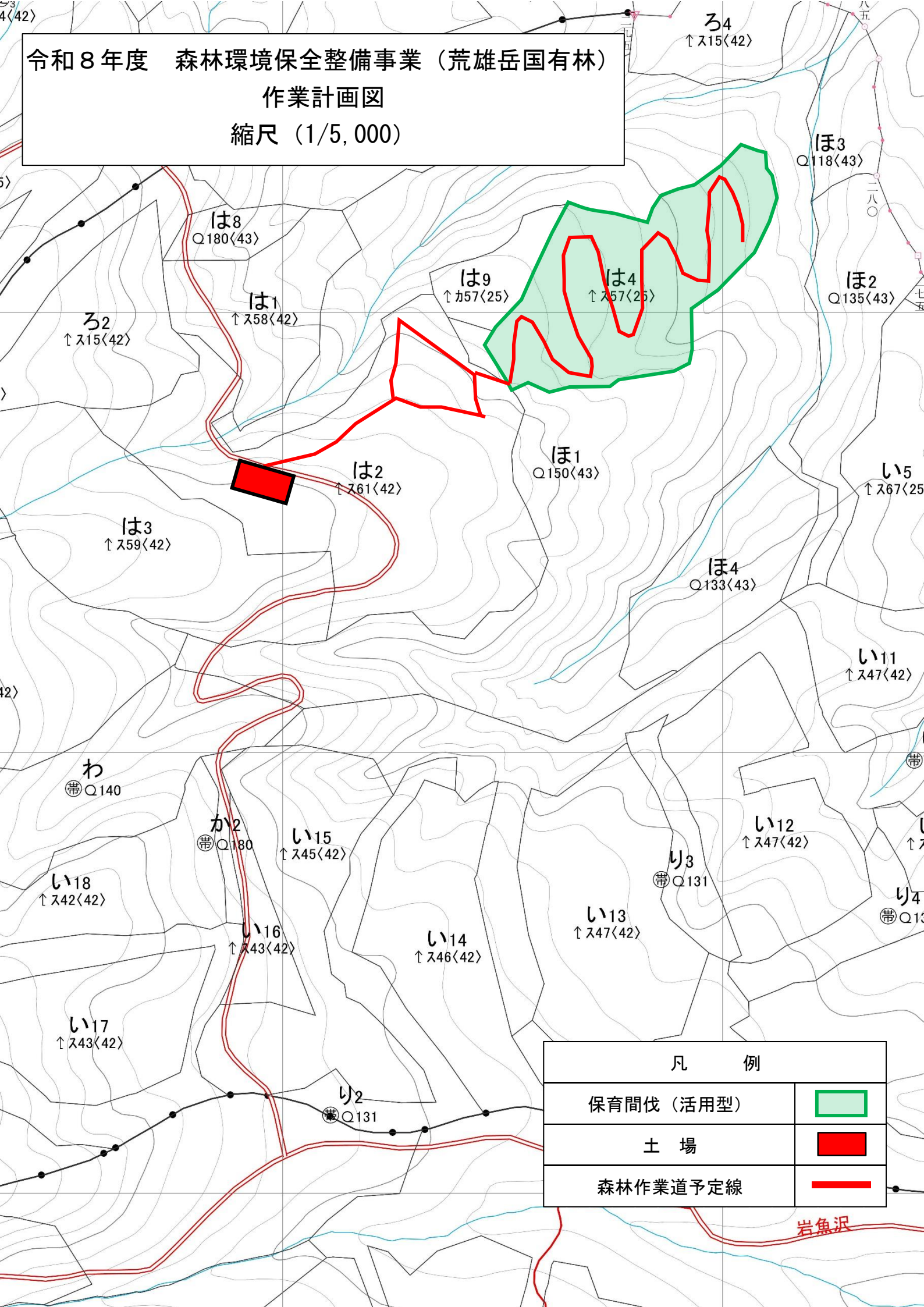
保育間伐 (活用型)





除 外 地



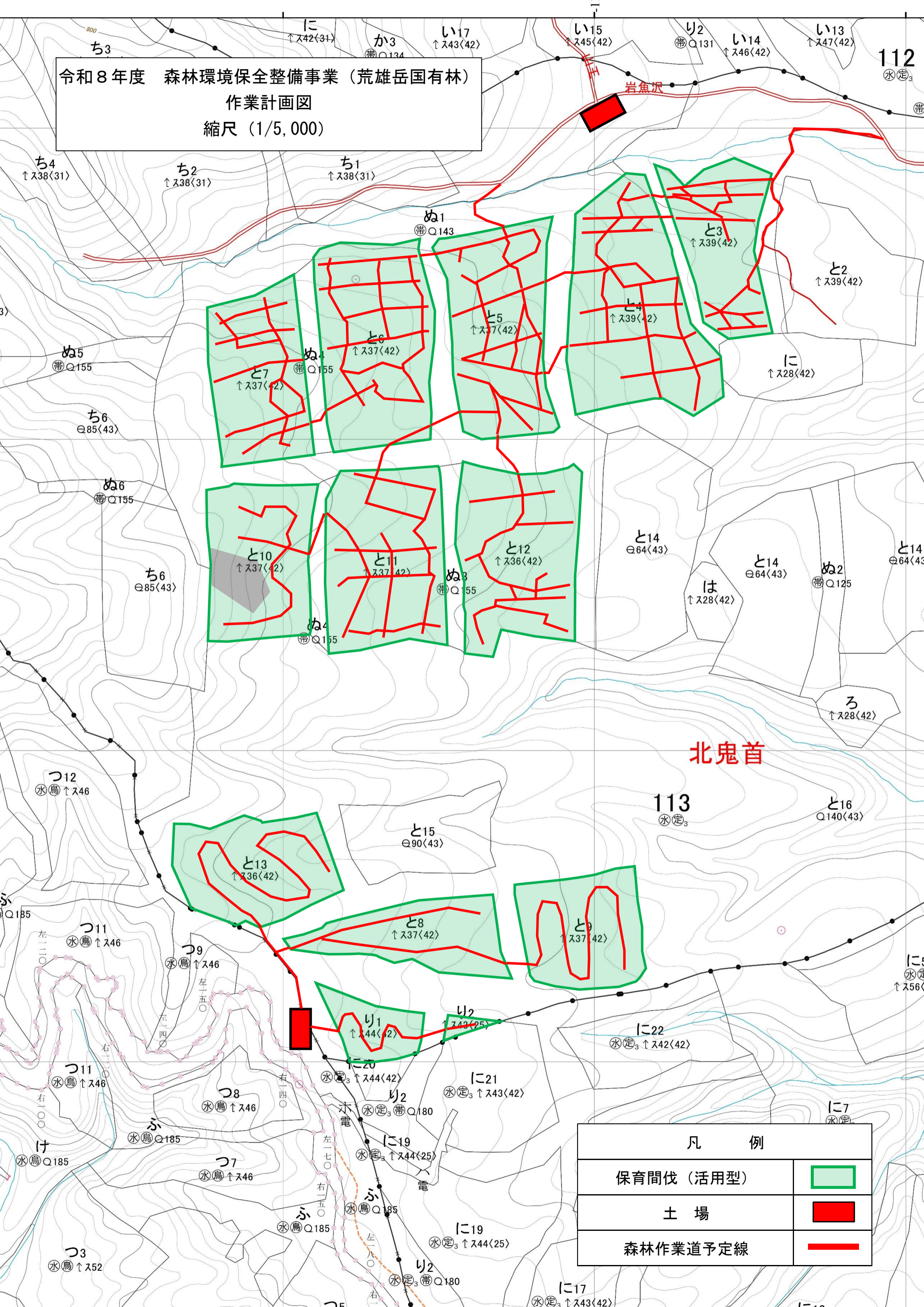
令和8年度 森林環境保全整備事業（荒雄岳国有林）
 作業計画図
 縮尺（1/5,000）





凡 例	
保育間伐（活用型）	
土 場	
森林作業道予定線	

岩魚沢

令和8年度 森林環境保全整備事業（荒雄岳国有林）
 作業計画図
 縮尺（1/5,000）



凡 例	
保育間伐（活用型）	
土 場	
森林作業道予定線	